

セカンドオピニオン

セカンドオピニオンとは、患者さんが納得いく治療法を選択することができるように、現在入院または通院されている医療機関での診断や治療方針について、他の医療機関の医師に意見を聞くことです。

「主治医に失礼では」と思う方もいるかもしれませんが、治療決定に迷いや戸惑いはつきものであり、患者さんやご家族がその時、その時にベストと思われる選択をするためには、セカンドオピニオンが参考になることがあります。自分から担当医に言いだしにくい場合には、がん相談窓口（P2参照）等に相談し、セカンドオピニオンを活用する方法もあります。

◆セカンドオピニオンを受けるその前に・・・

現在の担当医の説明は十分理解できましたか。

自分の症状、進行度、なぜその治療法を勧めるのかなどについて、理解しないままセカンドオピニオンを受けてもかえって混乱してしまいます。

わからない事があれば、担当医や、がん相談窓口（P2参照）に相談してみましょう。

◆セカンドオピニオンを受ける時期は・・・

初めての診断の時、治療の変更が必要になった時、再発した時など、これからの治療方針を聞いて、その治療を行うかどうか迷った時です。

◆準備するものは・・・

現在の担当医に、セカンドオピニオンを受けたい事を伝えて、診療情報提供書や、血液検査、病理検査などの資料を準備してもらってください。

◆費用は・・・

セカンドオピニオンは、医療保険が適用されない自費診療となりますので、病院によって費用は異なります。

高知県内の場合、1時間10,000～15,000円（税抜）程度の病院が多いようです。

〈医師の説明を受ける際のアドバイス〉

がんが診断された直後など、詳しい病状や治療の内容などについて、落ち着いて聞くのは難しいことも多いため、家族や親しい人と一緒に話を聞くことをお勧めします。その際、どのようなことを聞いたか、メモ程度でもいいので書きとめておくようにしましょう。

医療費

◆医療費のことが心配なときに利用できる制度

治療のための医療費が高額になる場合や、一定の条件に当てはまる場合などは、次のような制度を利用することができます。

1. 高額療養費制度

1か月（1日～月末まで）の医療費（※）の自己負担額が、一定の限度額を超えた場合に、申請により一定の金額（自己負担限度額）を超えて支払った医療費が支給される制度です。

（※ここでいう医療費には、食事代や差額ベッド代、保険診療対象外の費用は含みません）

自己負担限度額は、年齢や所得区分によって異なります。

★問い合わせ先：加入している医療保険の窓口（P18参照）

≪70歳未満の方の場合≫

所得区分		1か月の自己負担限度額（世帯ごと）	多数回該当の場合（※2）
ア	年収約1,160万円～ 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：旧ただし書所得（※1）901万円超	252,600円+（医療費－842,000円）×1%	140,100円
イ	年収約770万～約1,160万円 健保：標準報酬月額53万円以上79万円 国保：旧ただし書所得600万円超901万円以下	167,400円+（医療費－558,000円）×1%	93,000円
ウ	年収約370万～約770万円 健保：標準報酬月額28万円以上50万円 国保：旧ただし書所得210万円超600万円以下	80,100円+（医療費－267,000円）×1%	44,400円
エ	～年収約370万円 健保：標準報酬月額26万円以下 国保：旧ただし書所得210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税者	35,400円	24,600円

≪70歳以上または、65～70歳未満で後期高齢者医療保険に加入されている方の場合≫

所得区分		外来（個人ごと）	1か月の自己負担限度額（世帯ごと）	多数回該当の場合（※2）
並現み役Ⅲ	年収約1,160万円～ 標準報酬月額83万円以上／課税所得690万円以上		252,600円+（医療費－842,000円）×1%	140,100円
並現み役Ⅱ	年収約770万～約1,160万円 標準報酬月額53万円以上／課税所得380万円以上		167,400円+（医療費－558,000円）×1%	93,000円
並現み役Ⅰ	年収約370万～約770万円 標準報酬月額28万円以上／課税所得145万円以上		80,100円+（医療費－267,000円）×1%	44,400円
一般	年収156万～約370万円 標準報酬月額26万円以下／課税所得145万円未満等	18,000円 （年144,000円）	57,600円	44,400円
非住民税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	/
	Ⅰ 住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）		15,000円	

※1 世帯に属するすべての国保被保険者の基礎控除後の所得を合算した額。

※2 同じ世帯で過去12か月以内に3回以上高額療養費が支給されている場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

2. 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

(1) 70歳未満の方

70歳未満の方で、P17の「高額療養費制度」の1か月の自己負担限度額を超えそうな場合は、あらかじめ加入している医療保険者に「限度額適用認定証」の交付を申請し、医療機関（※1）に提示することによって、一医療機関ごとの窓口負担額が、自己負担限度額までとなります。

(2) 70歳以上75歳未満の方（平成30年8月診療分から）

所得区分が「現役並みⅠ」または「現役並みⅡ」の方は、あらかじめ加入している医療保険者に「限度額適用認定証」を申請し、医療機関（※1）に提示することで自己負担限度額（※2）までの支払いとなります。

また、所得区分が「現役並みⅢ」または「一般」の方は、「高齢受給者証」を医療機関に提示することで自己負担限度額（※2）までとなります。

(3) 住民税非課税世帯の方

あらかじめ加入している医療保険者に、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請し、医療機関（※1）に提示することで自己負担限度額（※2）までとなります。

★問い合わせ先：加入している医療保険の窓口（下記参照）

※1 保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれの取り扱いとなります。
 ※2 保険外負担（差額ベッド代など）や入院時の食事負担額等は対象外となります。

加入している医療保険の種類によって問い合わせ先が異なりますので、詳しくは下記の問い合わせ先にお問い合わせください。

医療保険の種類		対象者	問い合わせ先
健康保険	組合管掌健康保険	健康保険組合に加入した会社に所属する社員、およびその扶養家族	各健康保険組合担当窓口
	協会けんぽ（全国健康保険協会）	健康保険組合に加入していない会社に所属する社員、およびその扶養家族	全国健康保険協会高知支部 TEL：088-820-6010
国民健康保険		農業、自営業者、自由業者、会社を退職して健康保険等を脱会した人	各市町村の担当窓口
		国保組合を組織する業種で働く人	各国保組合担当窓口
共済組合		公務員、一部の独立行政法人職員、私立学校教職員等	各共済組合担当窓口
船員保険		船員法第1条に規定する船員とその扶養家族	全国健康保険協会 船員保険部 TEL：0570-300-800
後期高齢者医療制度		75歳以上の方（65歳以上75歳未満で、一定の障害があると認定を受けている方）	各市町村の担当窓口

3. ひとり親家庭の方 ⇒ ひとり親家庭医療費助成制度

所得税非課税世帯の母子家庭の母、父子家庭の父及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童等の医療費の自己負担分を助成する制度です。★問い合わせ先：各市町村担当課（P30参照）

4. 小児がん患者の保護者の方 ⇒ 小児慢性特定疾病医療費助成制度

がんを含む小児慢性特定疾病と認定された疾病の治療にかかった医療費のうち、世帯の所得税額に応じて支払う自己負担金額を超えた部分を助成する制度（※）です。

対象	厚生労働省が定める疾病の18歳未満の方 （引き続き治療が必要であると認められる場合は20歳未満）
※適用条件	医療保険における世帯の市町村民税課税額に応じた月額自己負担額があります。

★問い合わせ先：各福祉保健所（P29参照）・高知市子育て給付課

5. 心身に重度の障害がある方 ⇒ 重度心身障害児・者医療費助成制度

国民健康保険等の医療保険に加入している心身に重度の障害がある方が医療機関で受診した場合、医療費の自己負担金について助成する制度です。

対象	・身体障害者手帳1・2級の方 ・療育手帳A1・A2の方 など ※ただし、65歳以上で平成15年10月1日以後、新たに重度障害者の認定を受けた方は対象となりません。（市町村民税非課税世帯の方を除く） ※市町村により対象要件を広げている場合もあります。詳しくは各市町村役場にお問い合わせください。
----	--

★問い合わせ先：各市町村担当課（P30参照）



経済面

◆生活費など経済的なことが心配なときに利用できる制度

治療のための医療費が高額になったり、療養のために働けないことで収入が減少したりすることにより、経済的な負担がある場合、次のような制度を利用することができます。

1. 所得税の医療費控除

本人または家族（本人と生計を一にする配偶者やその他の親族）のための医療費を、1年間（1月1日～12月31日）で、一定額を超えて支払った場合、確定申告すれば所得税を返してもらうことができます。

計算方法	【医療費控除額・最高200万円まで】 (その年に支払った医療費) - (高額療養費などから払い戻された費用、民間保険の給付金・保険金) - 10万円 (その年の総所得額が200万円未満の方はその5%の額)
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師や歯科医師による診療費 ・ 医薬品の購入費 ・ 通院交通費（ガリリ代・駐車場代除く） ・ 入院時の部屋代や食事代 ・ 診療や治療を受けるために必要な義手、義足、松葉杖、補聴器、義歯、眼鏡などの購入費 ・ 介護保険サービスの一部（訪問看護・リハビリ・ケア等） ・ 治療目的のマッサージ 指圧師、鍼灸師、柔道整復師など施術費用 など
必要なもの	上記計算に必要なとなる書類 例・医療費控除の明細書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費の領収書※ ・ 医療費を補てんするものの書類 ・ 給与所得の源泉徴収票（原本） など ※令和2年1月1日以降に支払った医療費からは、領収書ではなく医療費控除の明細書が必須になります。
還付申告期間	医療費を支払った翌年の1月1日から5年間は医療費控除の申告が可能
問い合わせ先	居住地を管轄する税務署（P29参照）

2. 傷病手当金

会社員や公務員等が病気等で、3日以上連続して欠勤しているときに、傷病手当を受け取ることができます。（手当金が支給されるのは4日目以降）

被用者保険（健康保険、共済、船員保険）の被保険者本人が対象で、給料の支給がない場合等に、1日あたり給与日額（標準報酬日額）の3分の2相当額が、最長1年6か月間支給されます。

★問い合わせ先：加入している医療保険の窓口（P18参照）

3. 雇用保険の失業給付

雇用保険の被保険者が離職し、働きたい意思や能力があるにもかかわらず、職に就くことができない「失業」状態にある場合、一定の要件を満たせば、雇用保険の「基本手当（失業給付）」を受けることができます。（※前述の「2.傷病手当金」は病気療養中に支給されるものであり、「失業給付」とは同時に受給できないのでご注意ください。）

失業給付を受けられる期間（受給期間）は、離職日の翌日から起算して原則1年間です。給付日数は、雇用保険の加入期間や退職理由、退職年齢によって90～360日の間で決定されます。

なお、がんなどの病気療養のために退職し、引き続き30日以上職に就くことができない状態の場合は、受給期間の満了日を最長3年間延長することができますので、公共職業安定所（ハローワーク）に相談してください。

★問い合わせ先：住所地を管轄するハローワーク（P23参照）

4. 生活福祉資金貸付制度

他の融資制度や給付制度を利用できない低所得世帯、障害のある方のいる世帯、65歳以上の高齢者のいる世帯に対して、無利子や低利子で資金の貸し付けを行う制度です。

原則、連帯保証人が必要ですが連帯保証人がいない場合でも利子を負担することにより貸し付けを受けることができます（緊急小口資金等、連帯保証人を必要としない資金もあります）。

貸し付け要件等詳しい内容は、市町村社会福祉協議会へご相談ください。

★問い合わせ先：各市町村社会福祉協議会（P30参照）

5. 生活保護

病気で仕事ができない、収入が乏しいといった理由で生活が苦しい場合に、経済的援助を行う制度です。あらゆる手段を尽くしても、最低限度の生活を維持できないときに、はじめて適用されます。

生活保護の給付には、日常生活に必要な費用については生活扶助、必要な医療は医療扶助、必要な介護サービスは介護扶助というように種類があります。

★問い合わせ先：各福祉事務所・福祉保健所、各市町村担当課（P29・30参照）

仕事

医療の進歩等により、がん治療中であっても日常生活を送れる方々が増え、仕事への早期復帰や治療をしながら働き続けることが可能になってきています。仕事への不安を感じる方々への相談機関があります。一人で悩まず相談してみましょう。

◆産業保健総合支援センター「治療と仕事の両立支援」

治療を受けながら安心して働き続けられる取組を治療と仕事の両立支援と言います。

がんなどの患者さんが仕事を継続できるような支援を無料で行っていきます。

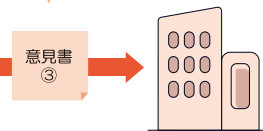
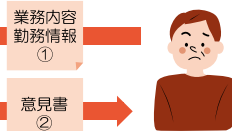
https://www.kochis.johas.go.jp/balance_support/

両立支援の流れ

両立支援は、あなたが会社に申し出ることからスタートします

業務内容や勤務情報などを伝えるための書面を提出します。

主治医が作成した意見書を勤務先の相談窓口などに提出します。



主治医

働く人

会社

業務内容などを参考に職場での配慮をまとめた意見書を渡します。

主治医や産業医、あなたの意見を踏まえてプランを作成します。

両立支援プラン

＜高知産業保健総合支援センター＞

住所：高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター3階

電話：088-826-6155 ※相談時間：平日8：30～17：00

＜出張相談窓口＞ 出張相談も可能です。※事前予約制

施設名	住所	電話番号
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1	088-880-2701
高知医療センター	高知市池2125-1	088-837-3000
県立あき総合病院	安芸市宝永町3-33	0887-34-3111
県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3-1	0880-66-2222
がん相談センターこうち	高知市旭町3-115こうち男女共同参画センター「ソーレ」2階	088-854-8762

●がんと仕事のQ&A（出典：国立がん研究センター）

職場復帰や経済問題などに関するQ&A集で、体験者からのアドバイスも載っています。国立がん研究センター「がん情報センター」のホームページからダウンロードできます。

<https://ganjoho.jp/public/support/work/qa/>

◆ハローワーク「出張しごと相談」

「就職支援ナビゲーター」による就労に関する相談ができます。

相談場所	住所	電話番号	相談時間
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1	088-880-2701	毎月第2・第4火曜 11:00~14:00
高知医療センター	高知市池2125-1	088-837-3000	事前予約制
県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3-1	0880-66-2222	
がん相談センターこうち	高知市旭町3-115こうち男女共同参画センター「ソーレ」2階	088-854-8762	

＜公共職業安定所（ハローワーク）＞

職業紹介や就職の相談などを行っています。

名称	住所	電話番号
安芸公共職業安定所	安芸市矢ノ丸4-4-4	0887-34-2111
高知公共職業安定所	高知市大津乙2536-6	088-878-5321
高知公共職業安定所（香美出張所）	香美市土佐山田町旭町1-4-10	0887-53-4171
いの公共職業安定所	いの町枝川11943-1	088-893-1225
須崎公共職業安定所	須崎市西糺町4-3	0889-42-2566
四万十公共職業安定所	四万十市右山五月町3-12	0880-34-1155

＜労働問題等の相談窓口＞

労働問題に関する相談、情報提供を行っています。

名称	住所	電話番号
高知労働局総合労働相談コーナー	高知市金田1-39 高知労働局雇用環境・均等室内	088-885-6027
高知総合労働相談コーナー	高知市南金田1-39 高知労働基準監督署内	088-885-6010
安芸総合労働相談コーナー	安芸市矢ノ丸2-1-6 安芸労働基準監督署内	0887-35-2128
須崎総合労働相談コーナー	須崎市緑町7-11 須崎労働基準監督署内	0889-42-1866
四万十総合労働相談コーナー	四万十市右山五月町3-12 四万十労働基準監督署内	0880-35-3148
ハローワーク高知	高知市大津乙2536-6	088-878-5321
高知家の女性しごと応援室	高知市旭町3-115 高知男女共同参画センター「ソーレ」3階	088-873-4510

自宅での療養生活をサポートする制度

◆介護保険サービス

65歳以上の方で介護が必要となった方や、40～64歳までの方で末期がん等と診断され介護が必要な方は要介護認定を申請し、要介護認定を受けることで、介護サービスを利用できます。所得に応じて、1～3割の自己負担があります。

介護サービス	≪居宅介護サービス≫ ・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション ・デイサービス・通所リハビリテーション・ショートステイ ・福祉用具貸与・福祉用具購入・住宅改修 ≪施設サービス≫ ・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護老人福祉施設・介護医療院
--------	---

詳細については、各市町村の介護保険の窓口へお問い合わせください。

★問い合わせ先：各市町村介護保険担当課、地域包括支援センター
(P30参照)

≪医療費と介護費の自己負担を軽減する制度があります≫

⇒高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険の加入者の方について、1年間に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が、「高額医療・高額介護合算療養費制度」の自己負担限度額を超えた場合は、申請によって自己負担限度額を超えた金額が支給されます。自己負担限度額は世帯員の年齢構成や所得区分に応じて設定されています。

対象	医療保険と介護保険の両方を利用している方
主な仕組み	1年間(8月1日～翌年7月末日まで)にかかった医療費、介護費の自己負担(保険適用のもの)が自己負担限度額を超えた場合に申請可能

★問い合わせ先：各市町村介護保険担当課、加入している医療保険の窓口(P18参照)

◆身体障害者手帳についての相談・申請

身体障害者手帳は、身体に一定の障害がある方が、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の種類と程度によって1～6級までに区分されています。申請には、医師の診断書等が必要となります。詳しくは市町村にお問い合わせください。

主な福祉サービス	・障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護、就労継続支援等) ・日常生活用具給付(ストマ装具・携帯用会話補助装置等)・補装具(車いす、義肢等) ・税金の減額免除・公共交通機関の運賃割引など (障害の程度等によって受けられるサービスは異なります)
----------	--

★問い合わせ先：各市町村担当課(P30参照)

◆障害年金

病気などで重度の障害が残った65歳未満の方に、年金を早くから支給する制度です。人工肛門の造設や咽頭部を摘出した方のほか、日常生活や仕事に著しい制限を受ける状態になった方が受給できることがあります。障害年金の受給には、一定の要件を満たしていることが必要です。

種別	障害基礎年金(国民年金)1級・2級	障害厚生年金(厚生年金)1～3級
問い合わせ先	各市町村の国民年金担当課	職場の担当年金事務所、共済組合事務局

※障害等級は、身体障害者手帳の等級とは異なります。

※障害のもとになった病気の初診日において加入していた年金制度により、請求手続き先が異なります。

≪年金事務所≫

国民年金や厚生年金の給付の裁定、年金の相談などを行っています。

名称	住所	電話番号
高知東年金事務所	高知市棧橋通4-13-3	088-831-4430
高知西年金事務所	高知市旭町3-70-1	088-875-1717
南国年金事務所	南国市大涌甲1214-6	088-864-1111
幡多年金事務所	四万十市中村東町2-4-10	0880-34-1616

◆福祉用具について

高知県立ふくし交流プラザの1階には、福祉用具の展示コーナーがあります。

展示品の試用貸出や、専門相談員によるアドバイスも行っています。

	内容	相談日	時間
総合相談	福祉用具に関すること以外もご相談ください。 展示品の使用貸出(原則2週間・無料) 展示コーナーの見学	毎日 (毎月第2日曜日・祝日・年末年始を除く)	9:00～ 17:00
専門相談	福祉用具に詳しい専門家が、身体や生活にあった用具選択の助言+床ずれ予防や車いす、排泄用具の選び方や口腔ケアなどのアドバイスを行っています。	事前に電話でご予約ください。	予約制

★問い合わせ先

高知県社会福祉協議会 いきいきライフ推進課 福祉用具展示コーナー

住所：高知市朝倉戊375-1 電話：088-844-9271

※車いす等の貸し出しは、各市町村社会福祉協議会でも行っている場合があります。詳しくは、各市町村社会福祉協議会へお問い合わせください。(P30参照)

若年のがん患者さんへの支援(小児・AYA(アヤ)世代)

※AYA=Adolescent&Young Adult(15歳から39歳までの思春期・若年成人)

◆AYA世代のがん (出典：国立がん研究センターがん情報サービス)
AYA世代には、子どもから大人への移行期も含まれるため、小児で発症することが多いがんと成人で発症することが多いがんの両方の種類が存在します。また、患者さんも学生から社会人、子育て世代とライフステージが大きく変化する年代であり、患者さん一人ひとりのニーズに合わせた支援が必要となってきます。

◆将来子どもを授かることを望むがん患者さん等への助成事業
将来子どもを授かる選択肢のひとつに、妊よう性を温存する方法があります。がんの治療を受けることが大前提ですので、必ずしも希望通りにならない場合もありますが、将来子どもをもつことについて、がんの治療前に主治医に相談して考えてみましょう。

- ・「妊よう性」とは、「妊娠するための力」のことで、男性にも女性にも関わることです。
- ・がんの治療内容によっては、子どもを授かる力が弱まったり、失われたりすることがあります。
近年では、将来自分子どもをもつ可能性を残すために、卵子や精子、受精卵を凍結保存する「妊よう性温存」という選択肢も加わってきました。

<高知県妊よう性温存治療費補助金>

高知県では、がん患者さん等を対象に妊よう性温存治療に係る費用の一部を助成しています。

■対象者

以下の要件を全て満たす方が対象です。

- 申請時において高知県内に住所を有する方
- 対象となる原疾患の治療内容について、以下のいずれかに該当する方。
 - 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」(日本癌治療学会)の妊よう性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療
 - 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患
例：乳がん(ホルモン療法)等
 - 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患
 - アルキル化剤が投与される非がん疾患
- 指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊よう性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる方。
※子宮摘出が必要など、本人が妊娠できないことが想定される場合を除く。
また、上記2の治療前を基本としていますが、治療中及び治療後であっても医学的な必要性がある場合には対象とします。
- 本事業の対象となる治療について、重複して他の補助金等の交付を受けていない方
例：「不妊に悩む方への特定治療支援事業」等
- 指定医療機関において妊よう性温存治療を受けた方

■高知県妊よう性温存治療費補助金に係る指定医療機関

指定医療機関	
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1
高知医療センター	高知市池2125-1

*まずは原疾患担当医にご相談ください。

■申請書類

- 高知県妊よう性温存治療費補助金申請書(別記第1-1号様式)
- 高知県妊よう性温存治療費補助金申請に係る証明書(別記第1-2・1-3号様式)
- 住民票の写し原本(申請日から3月以内のもので、高知県内に住所を有していることが確認できるもの。)
- 医療機関が発行した補助の対象となる妊よう性温存治療費の領収書及び診療明細書等の診療内容が分かる書類(原則として原本)
- 薬剤処方を含めて申請する場合は、薬剤に係る領収書及び薬剤情報提供書等の処方薬剤の種類が分かる書類(原則として原本)
- 補助金の振込を希望する金融機関の通帳等カナ名義、口座番号及び支店名が確認できるものの写し
- 納税証明書の原本(県税の滞納がないことを確認できるもの。)
- その他知事が必要と認める書類

■補助対象費用など

対象となる治療	1回あたりの助成上限額		助成回数	備考
	※1	※2		
胚(受精卵)凍結に係る治療	35万円	17万5千円	2回まで	詳しくは、県のホームページでご確認ください。 https://www.pref.kochi.lg.jp/sos/hiki/130401/2021032100061.html
未受精卵凍結に係る治療	20万円	10万円		
卵巣組織凍結に係る治療	40万円	20万円		
精子凍結に係る治療	2万5千円	1万2千円		
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円	17万5千円		

- ※1 対象となる治療の凍結保存時に43歳未満で、小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業に臨床情報等を提供することに同意頂ける方
- ※2 上記※1以外の方
- ※3 助成の対象となる治療費は、妊よう性温存療法及び初回の凍結保存に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。(入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外)

■相談窓口や情報サイト

相談窓口や情報サイト	
相談窓口	がん相談窓口(P2参照)では、妊よう性に関する相談も受け付けています。 小児がんに関することは、小児がん拠点病院でも相談できます。 【広島大学病院 小児がん相談支援センター】 電話番号：082-257-1648 相談時間：月～金(外来休診日を除く)9:00～17:00
情報サイト	国立がん研究センターがん情報サイト「妊よう性」 https://ganjoho.jp/public/dia_tre/diagnosis/fertility/index.html

アピアランスケア(がん治療に伴う外見の変化に対するケア)

◆アピアランスとは

アピアランスは「外観や人の容ぼう」を意味する言葉です。

脱毛(頭髪、まつ毛、まゆ毛等)、皮膚や爪の変色、爪の変形、手術の傷あとなど、治療によって起こる外見の変化に対して、患者さんの悩みに対処し、支援することを「アピアランスケア」と呼びます。(出典：国立がん研究センターがん情報サービス)

がん治療によって、さまざまな外見の変化を体験することがあります。

- (例) ▶脱毛(頭髪、まゆ毛、まつ毛)
 ▶肌の変化(肌荒れ、色素沈着)
 ▶爪の変化(爪の色の变化、爪が薄くなる、割れる、はがれる)
 ▶手術による影響(手術痕、体の部分的な欠損) など

がん治療に伴う外見の変化に対するケアもさまざまです。

- (例) ▶ウィッグや帽子の利用
 ▶薬を使用した治療的なケア
 ▶メイクアップやマニキュアなどの化粧品を利用したケア
 ▶手術等による乳房の形の変化に対応するための補整下着の利用 など

治療により外見が変化しても必ずアピアランスケアを行わなければならないわけではありません。がん治療をしながら自分らしく過ごすことができるための方法のひとつです。

がん相談窓口(P2参照)では、アピアランスに関する相談も受け付けています。

問い合わせ窓口・情報検索

<高知県及び県福祉事務所・高知市保健所>

名称	住所	電話番号
高知県庁健康対策課	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9674(がん対策担当)
高知市保健所健康増進課	高知市丸ノ内1-7-45	088-803-8005
安芸福祉保健所	安芸市矢ノ丸1-4-36	0887-34-3175(代)
中央東福祉保健所	香美市土佐山田町山田1128-1	0887-53-3171(代)
中央西福祉保健所	高岡郡佐川町甲1243-4	0889-22-1240(代)
須崎福祉保健所	須崎市東古市町6-26	0889-42-1875(代)
幡多福祉保健所	四万十市中村山手通19	0880-35-5979(代)

<県の専門相談機関>

名称	住所	電話番号
精神保健福祉センター	高知市丸ノ内2-4-1 保健衛生総合庁舎1階	088-821-4966
自殺対策推進センター		
ひきこもり地域支援センター		088-821-4508

<県税事務所>

名称	住所	電話番号
安芸県税事務所	安芸市矢ノ丸1-4-36	0887-34-1161
中央東県税事務所	高知市大津乙1820-1	088-866-8510
中央西県税事務所	高知市丸ノ内1-7-52	088-821-4651
須崎県税事務所	須崎市西古市町1-24	0889-42-2366
幡多県税事務所	四万十市中村山手通19	0880-35-5972

<税務署>

名称	住所	電話番号
安芸税務署	安芸市矢ノ丸4-5-7	0887-35-3115
南国税務署	南国市大桶甲1592-2	088-863-3215
高知税務署	高知市栄田町2-2-10	088-822-1123
伊野税務署	いの町幸町5	088-893-1121
須崎税務署	須崎市青木町1-4	0889-42-2355
中村税務署	四万十市中村新町4-4	0880-35-2135

<市町村役場>

各手当や福祉サービス、福祉制度の相談や申請の窓口です（ひとり親家庭医療費助成制度、身体障害者手帳、重度心身障害児・者医療費助成制度、生活保護、小児慢性特定疾病医療費助成制度（高知市）等）。

詳しくは、お住まいの市町村へお問合せください。

■高知県庁ホームページ「県内市町村」

https://www.pref.kochi.lg.jp/link/kennai_shichoson.html

<地域包括支援センター>

介護に関する相談を受け付けています。

■高知県庁ホームページ「地域包括支援センター一覧」

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060201/2015071800037.html>

<社会福祉協議会>

1. 高知県社会福祉協議会

地域福祉活動やボランティア活動の推進、福祉サービスの苦情解決などを行っています。

名称	住所	電話番号
高知県社会福祉協議会	高知市朝倉戊375-1ふくし交流プラザ4階	088-844-9007
高知ボランティア・NPOセンター		088-850-9100
福祉サービス困りごと解決委員会	高知市朝倉戊375-1ふくし交流プラザ1階	088-802-2611

2. 市町村社会福祉協議会

福祉や生活の相談を行っています。また、ホームヘルプサービスなどを行っているところもあります。

■高知県社会福祉協議会ホームページ「市町村社会福祉協議会一覧」

<https://www.kochiken-shakyo.or.jp/list>

<こうち医療ネット>

高知県内の医療機関や歯科診療所、薬局などの医療情報を提供しています。訪問診療や往診対応可能医療機関の情報も掲載しています。

■こうち医療ネット

<https://www.kochi-iryo.net/>

<訪問看護ステーション>

訪問看護に関する相談を受け付けています。

名称	電話番号	相談時間
高知県訪問看護連絡協議会	088-802-8115	月～金 8:30～17:30

■高知県訪問看護連絡協議会ホームページ「訪問看護ステーション一覧」

<https://www.kochi-houkan.com/訪問看護ステーション一覧/>

<居宅介護支援事業所>

介護保険を使ったサービスの調整について相談を受け付けています。

名称	電話番号	相談時間
高知県介護支援専門員連絡協議会	088-856-6277	月～金 10:00～16:00

<訪問薬剤管理指導対応可能薬局>

■高知県薬剤師会ホームページの在宅連携>訪問薬剤管理指導対応可能薬局リストのページに訪問薬剤管理指導対応可能薬局一覧を掲載しています。

<http://www.kochi-kenyaku.or.jp/wdoc/?q=grp093>

場合によっては対応が困難なこともありますので、まず直接薬局へお問い合わせください。

なお、ご不明な点がある場合は、下記へお問い合わせをお願いします。

名称	電話番号	相談時間
高知県薬剤師会 情報センター	088-820-5011	月～金 (土・日・祝日・年末年始は除く) 9:00～17:00

<希少がんホットライン>

国立がん研究センター希少がんセンターで、希少がんの相談窓口を開設しています。小児がんも希少がんに含まれます。

名称	電話番号	相談時間
希少がんホットライン (国立がん研究センター 希少がんセンター)	(患者さん・ご家族・一般の方専用) 03-3543-5601	8:30～16:00 (土日祝日、年末年始を除く)
	(医療者の方専用) 03-3543-5602	

<国立がん研究センターがん対策情報センター「がん情報サービス」>

<https://ganjoho.jp/>

各種がんの開業、診断・治療方法、全国のがん診療を行っている医療機関の情報など、患者さんやご家族の方などにがんに関する情報をわかりやすく紹介しているウェブサイトです。

<高知県庁ホームページ「がん」情報サイト>

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130401/ganjouhou-top-new.html>

高知県健康対策課のホームページ内で、予防と検診、緩和ケア、医療などにがんに関する情報を掲載した「がん」情報サイトを開設しています。ぜひご活用ください。

この冊子（高知県がんサポートブック）の電子データも掲載しています。